

# 田舎暮らしを楽しむ

(21)

佐藤 彰啓



農業をやりたくて田舎に移住するひとは多い

田舎に移り住んで、庭先菜園より規模を広げ、本格的に野菜づくりをしてみたい。そんな思いを抱く都会の人が農地を取得するには、市町村の農業委員会の許可が必要になる。

大阪の家電メーカーに勤務していた加藤昇さん(59)は、三年前、福島県の離農した開拓農家の家と土地を購入した。なだらかな阿武隈山系の丘陵地に広がる三ヘクタールの畑と五百平方メートルの宅地に建つ家で、価格は八百万円。宅地と建物は、売買代金の支払いと同時に所有権移転登記が

## ささやかな農業、広がる門戸

### 土に親しむ(下)

できたが、農地については「農業者としての要件を満たした上で農業委員会の許可を得てからでない」とダメ」ということで、所有権移転仮登記とした。仮登記とは、必要な要件が整ったとき優先的に本登記されるための手続きである。

農地法で定められた農業者としての要件とは、「農地の近隣に居住して常時自ら耕作し、農地面積が原則として五十アール以上(北海道は二ヘクタール以上)であること」などである。加藤さんの場合、農

地面積は条件を満たしているが、大阪に住んでいてはその農地を耕作しているとは認められない。そこで実際に住所を福島に移してから町役場の農業委員会に許可申請を行い、農地の所有権移転登記を完了したのである。物件を購入する時、事前に町役場に相談していたので、その後もスムーズにいった。

近年、新規就農者を積極的に受け入れる市町村が増えている。これまで農地を取得するのに、農地法による下限面積(五十アール)が大きなネックだった。こうした自治体では、構造改革特区を活用して、下限面積を十アールに変更している。この動きの中で、国も農地法施行規則を改正した。今年九月一日から、耕作放棄地がかなりある地域では、知事の判断で下限面積を十アールにできるようにした。

農村地域の高齢化による農地の荒廃、定年を迎えつつある団塊世代に田舎暮らし志向が強いことを背景に、本格的な農業でなくとも、小規模な自給的農業も認めようという国の大きな政策転換が始まった。